

アーチェリー競技申し合わせ事項

開催日:6月3日(日)

会場:江戸川区総合体育館 アーチェリー場

競技規則

本項に定める以外は、平成30年度公益財団法人日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」により行う。

競技種目

コンパウンドボウの部は50m・30mラウンド、30mダブルラウンド、
リカーブボウの部は50m・30mラウンド、30mダブルラウンド、18mダブルラウンド、12mダブルラウンド
を実施する。

競技日程

※会場の都合により、競技は弓種により午前・午後と分けて行う。

受付時間はそれぞれ以下の通り。【受付時間厳守のこと】

コンパウンドボウの部 受付: 8:15～8:30 競技: 9:20～12:10

リカーブボウの部 受付: 12:00～12:15 競技: 13:10～16:00

競技方法

- (1) A、Bの2立とする。
- (2) 練習は、A・4分6射矢取り/B・4分6射矢取りの1回とする。
- (3) 行射は、A・4分6射/B・4分6射矢取り、B・4分6射/A・4分6射/矢取りを繰り返す。
1ラウンド6エンド36射で2ラウンド72射の競技を行う。1ラウンドと2ラウンドの間に15分の休憩をとる。
- (4) 採点は相互看的とする。(得点記録員を各的1名配置する)
*矢取りを希望する選手は当日練習前に得点記録員に申し出ること。
- (5) 車椅子(または椅子)使用の選手が行射終了後にシューティングラインに留まる場合には、手を挙げる等行射が終了したことを審判員に知らせた後に弓を膝かスタンドに置くこと。
- (6) 安全を第一として、水平打ちにて行射すること。
※東京都アーチェリー協会「競技運営安全管理規定」を準用する。
- (7) 競技進行は音響・視覚による時間管理装置(信号機)により行う。

※ 次年度の大会より全国障害者スポーツ大会競技規則に合わせて、リカーブ部門においては年齢区分を撤廃し、コンパウンド部門においては区分1を除き、その他の区分は同一区分として競技する方法に変更する。

用具検査

用具検査は6月3日(日)に競技会場で行う。用具検査には弓具以外に服装、ナンバーカードも含む。服装規定に違反の者は **オープン参加** とする。

***オープン参加** … 東京都障害者スポーツ大会表彰対象外、
全国障害者スポーツ大会出場意向ありの場合、選考対象外とする。

開始式

開始式はそれぞれ競技開始前に競技会場で行う。

コンパウンドボウの部： 9:00

リカーブボウの部： 12:50

ナンバーカード

主催者の用意したもの(肢体不自由者—白色、聴覚障害—黄色、内部障害者—水色、視覚障害者—緑色)を、車いす選手は車いす背もたれまたはクィーバーに、立位選手はクィーバーに付けること。

表彰

競技終了後、競技会場で行う。各区分とも1位、2位、3位にメダルを授与する。

表彰はそれぞれ以下の通りを行う。

コンパウンドボウの部： 13:00(予定) 1階ロビーにて

リカーブボウの部： 16:50(予定) 1階ロビーにて

介助者

(1) 特別な事情のある選手は介助者を1名つけることができる。介助者を希望する選手は申込書の特記事項欄にその旨を記入すること。

主催者許可があった場合、介助者は「介助許可証(ビブス)」を、表彰式終了時まで着用すること。

(2) 介助者は選手同様に服装規定を守り、シューティングライン(SL)まで入場することができる。

(3) 選手に対する助言は認めない(但し、用具に重大な異常が生じていることを告げる場合は除く)。

(4) 介助者の違反行為は全て選手の違反行為とみなす。

(5) 介助者は射場内に競技上必要な物以外は持ち込んで서는ならない。

(6) 介助者は競技役員の指示に従わなければならない。

その他

(1) 出場希望者は「**様式個人競技-3「アーチェリー競技参加申込書**」を提出すること。

(2) 出場者は、アーチェリー経験者で東京都アーチェリー協会・競技運営安全管理規定を遵守する者とし、以下(ア)～(ウ)のいずれかの条件に適用ものとする。

(ア) 平成29年度以前の東京都障害者スポーツ大会 アーチェリー競技の出場経験者

(イ) 平成29年度内に開催された非公認アウトドア大会(所属協会主催月例会可)に出場経験がある者(都内開催に限る)。または、アウトドア公認大会出場経験がある者(他県での開催可)。

※出場大会の大会名、開催年月日、種目、点数を該当欄に明記すること。

(ウ) 上記(ア)、(イ)に該当しない場合、都内射場の認定証所持者

(3) 事故防止のため、セットアップ、ドローイングおよび引き戻しは水平に行なうこととし、その他行射に関し審判員が適当でないと判断した場合、競技の中止をさせることがある。

(4) 「その他の内部障害」と「視覚障害」、18mダブルラウンド、12mダブルラウンドの参加者は、全国障害者スポーツ大会の選考対象にはならない。

(5) コンパウンドボウの部は、全国障害者スポーツ大会での障害区分は「第6～第8頸髄まで残存」と「その他の障害」の2区分に分かれる。

(6) 競技場内へは、選手、大会役員、競技役員、競技補助員及び予め許可された介助者以外は立ち入ることができない。

(7) 江戸川区総合体育館アーチェリー場は外履き利用できる。

※大会プログラム、ナンバーカード、服装規定詳細は事前に送付する。

※障害別参加区分

	区分番号	障 害 区 分	
肢体不自由	1	脳原性麻痺以外で車椅子常用	第8頸髄まで残存
	2		その他の車椅子
	3	切断・機能障害	上肢障害
	4		下肢障害（椅子、車椅子使用を含む）
	5		体幹
	6	脳原性麻痺	脳原性麻痺
聴 覚	7	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害・そしゃく機能障害	
内 部	8	ぼうこう又は直腸機能障害	
	9	その他の内部障害	
視 覚	10	視覚障害	

【アーチェリー区分解説】

区分番号	障害区分	解説
●肢体不自由(脊髄損傷、二分脊椎、骨・関節機能障害、切断といった脳原性麻痺以外の車椅子常用の者)		
1	第8頸髄まで残存	・頸髄損傷等による四肢麻痺で車椅子使用者(競技以外でも車椅子を常用)
2	その他の車椅子	・区分1、4、6には該当しない車椅子使用者(競技以外でも車椅子を常用)
●肢体不自由(切断、機能障害で立位、または車椅子常用でないが競技中のみ車椅子を使用する者)		
3	上肢障害	・上肢に機能障害がある者 ・上肢の切断者
4	下肢障害	・下肢に機能障害がある者 ・下肢の切断者 ※下肢障害で椅子を使用して競技を行う者、競技中のみ車椅子を使用する者も含む
5	体幹	・頸部、胸部、腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエスなどによる体幹の障害が該当し、四肢の機能障害を伴う場合は該当しない)
●肢体不自由(脳原性麻痺…脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)		
6	脳原性麻痺	・全ての脳原性麻痺者
●聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害・そしゃく機能障害		
7	聴覚障害	
●内部障害		
8	ぼうこう又は直腸機能障害	・脊髄損傷等で合併した直腸・ぼうこう機能障害者は含まない
9	その他の内部障害	・区分8には該当しない内部障害者
●視覚障害		
10	視覚障害	